

組合 スポットライト

モ リ 山形県森林ノ整備事業協同組合

山形県は、県土の7割が森林であり、その森林資源の有効利用と、地球温暖化防止機能をはじめとした森林の多様な機能の発揮が期待されています。平成28年12月には、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」を制定したことを受けて、県内において森林整備が更に進むことが予想されます。

平成25年の再生可能エネルギー法の改正を契機に、木質バイオマス発電事業が山形県内（酒田市、鶴岡市、米沢市等）において取り組みが活発となっています。また、県内に大手製材工場が進出し、本格稼働となり、集成材生産量3万6千㎥を予定しているなど、前向きな事業展開が期待できる環境下にあります。

しかしながら他方では、住宅着工件数の減少に伴う木材需要の低迷やそれに伴う木材価格の下落、さらには林業従事者の減少・高齢化などの問題が顕在化し、素材生産事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような環境において、当組合は素材生産事業者等が相互に連携を密にし、当面する問題の解決と、広域流通に対応した計画生産及び資本装備の充実等を推進し、生産・加工・流通の合理化を図り木材の供給体制を整備することを目的に設立しました。

組合事業においては、間伐材の循環利用を通じた健全な森林づくりを推進し、循環型社会を構築することを目的とした「山形県森林資源循環利用促進事業」（山形県補助事業）を活用し、合板材用材・集成材用材及び木質バイオマス用材として利用するため、林地残材と



組合員が取り組んだ間伐施業地（森林整備施業地）

なっている間伐材等の共同販売を実施しています。また、違法伐採問題に対する解決策として、合法性のある木材・木材製品の供給をする事業者を認定する「合法木材供給事業者認定制度」への取り組みを積極的に行っており、平成28年度は更新認定3社、新規では31社が認定を受けています。その他、組合員企業の経営体質の強化を図るため、公益財団法人山形県みどり推進機構が実施する「林業従事者育成・確保事業」に関する調査指導事業を行っています。

今後は、山形県では木材素材生産量の目標値を57万㎥としているが、現在のところ約42万㎥となっていることから、組合として販売先の品質要求に対応しながら供給体制を強化し、共同販売を行っていくこととしています。



原木流通協議会

組 合 概 要

所 在 地	山形市五日町1-12
T E L	023-645-5098
主な事業	組合員の生産する素材及び 木材製品等の共同販売又は斡旋
代表理事	横山 利幸
設 立	平成28年4月
組合員数	37